議員提出議案第11号

- 三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年9月14日提出

議会運営委員会委員長 厚 地 弘 行

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例(昭和35年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条中「8人」を「7人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の 1項を加える。

議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在 任する。

第5条第4項中「第2項の規定」を「第3項の規定」に改め、同項を同条第5項 とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の 次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「8人」を「7人」に改める部分に限る。)は、平成24年10月23日から施行する。